

清水町委託型地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 人口減少、高齢化等の進行が著しい本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域の活力の維持、強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知)に基づき、地域の活力の維持及び強化に資するとともに、起業に向けた自由な活動を促進するため、委託型地域おこし協力隊員(以下「委託型隊員」という。)を設置する。

(委嘱等)

第2条 町長は、地域おこし協力隊推進要綱に基づき委託型隊員を委嘱する。ただし、委嘱に伴う町との雇用契約及び雇用関係は存在しないものとする。

(隊員の要件)

第3条 委託型隊員となることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域等(過疎、山村、離島、半島等の対象地域又は指定地域を除く。)から清水町に生活拠点を移し、住民票を異動することが可能な者
 - (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない者であること
 - (3) 地域おこしに深い理解と熱意を有し、かつ、積極的に活動できる者であること
 - (4) 心身ともに正常な状態で誠実に職務が遂行できる者であること
 - (5) 普通自動車免許を有している者
- 2 前項の規定により委嘱された隊員は、速やかに本町の区域内に住所を定めるものとする。

(委嘱期間)

第4条 委託型隊員の委嘱期間は、1年以内とし、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。

2 委託型隊員は、委嘱の日から3年を超えない範囲で委嘱することができるものとする。

(委嘱の取消し)

第5条 町長は、委託型隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、任期途中であっても委嘱を取消することができる。

- (1) 隊員本人から解嘱の申出があったとき
- (2) 疾病等により職務の遂行が困難であると認められるとき
- (3) 隊員としてふさわしくない行為があったとき
- (4) 清水町から転出したとき

(委託型隊員の活動)

第6条 委託型隊員は、町の特定の活動を解決するため、地域おこし協力隊支援委託業務の受託者(以下「委託業務受託者」という。)との契約に基づく活動を行うものとする。

2 委託型隊員は、地域活動に従事したときは、翌月10日までに委託型地域おこし協力隊活動月報(様式第1号。以下「月報」という。)を、委託業務受託者を通して、町長に提出しなければならない。ただし、3月の活動に係る提出については、同月末までに行うものとする。

3 委託型隊員は、委嘱期間の途中で退任したとき、又は解嘱されたときは、事由発生日から起算して10日以内に、委託業務受託者を通して、月報を提出するものとする。

(隊員の報酬等)

第7条 隊員の報酬は、委託業務受託者の規定に基づき、委託業務受託者が支払うものとする。

2 その他、地域おこし協力隊推進要綱に基づく活動に係る必要経費についても、前項と同様とする。

(秘密の保持)

第8条 委託型隊員は、地域協力活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。